

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	総務部総務課	
契約締結年月日	令和7年4月1日	
業 務 名	尾張旭市顧問弁護士委託契約	
業 務 の 概 要	(1) 法律相談（随時） 弁護士に相談したい事案が生じる都度、法律相談を受ける。 (2) 市職員対象の研修 顧問弁護士による研修を年1回実施する。	
契約金額（税込）	660,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	辻法律事務所 弁護士 辻 佳世子	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	☒ 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	☐ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	☐ 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	☐ 第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	☐ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	☐ 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	☐ 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	多岐にわたる案件に対応するため、さまざまな法律に精通した高度の専門性と行政全般の理解と経験が不可欠な業務であることから、顧問弁護士委託契約は、競争入札等が適さない契約であり、当該弁護士は本市の顧問弁護士を長く務めているほか、愛知県や県内他市においても公職歴があるなど、行政に理解と経験があることから、当該弁護士を契約相手方として選定する。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、総務部総務課です。